

伊予市第4次障がい者計画等策定業務仕様書

1 業務名

伊予市第4次障がい者計画等策定業務

2 業務の目的

伊予市第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（以下「現行計画」という。）は、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく計画であり、本市の障がい者・障がい児に関する施策を推進するための指針となるものであるが、その計画期間は令和8年度をもって終了する。

そのため、本業務は、令和9年度以降の6か年計画となる第4次障がい者計画、3か年計画となる第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（以下「伊予市第4次障がい者計画等」という。）の策定に当たり、現行計画の現状分析、アンケート調査の集計・分析の実施、課題の抽出、支援事業の方向性の検討、事業量の推計及び目標量の設定を行い、計画の策定を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 支払方法

業務完了後の精算払とし、業務完了検査済証発行後に請求を受けてから30日以内に支払う。

5 関係法令等の遵守

本仕様書のほか、次の関係計画及び規則等諸法令を熟知し遵守するとともに、策定業務に反映しなければならない。

- (1) 国の障害者基本計画
- (2) 国の基本方針
- (3) 愛媛県障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画
- (4) 伊予市の各種計画

6 業務内容（以下の業務に係る経費等は、全て委託料に含むこと。）

(1) アンケート調査の実施

アンケート調査の実施については次のとおりとする。

ア 調査対象

障がい者手帳保持者	約2,000人	身体、知的、精神
障がい児手帳保持者	約100人	18歳未満
障がい児福祉サービス利用児	約150人	

イ 調査票の作成及び印刷

調査票の内容は、国・愛媛県の方針や、本市の実情に即したものとし、調査票の構成はA4版上質紙を両面印刷で次のとおりとする。

障がい者	16ページ程度
障がい児	16ページ程度

ウ 封筒作成、封入作業等及び発送

- 受注事業者は、発送用・返信用封筒を作成し、調査票の発送に係る一切の業務（封入、封緘、宛名ラベル貼付及び発送等）を行うこと。ただし、宛名ラベルは市担当課において作成し、受注事業者に無償提供する。
- 調査票の返信先は伊予市市民福祉部福祉課宛とし、受注事業者の費用負担とする。ただし、郵便局の料金受取人払いを行うこと。
- 返信された調査票は、市役所内で市担当課から受注事業者に受渡しをする。ただし、受注事業者の費用負担により発送等による受渡しを希望する場合は、別途協議すること。

エ 調査結果のデータ入力

データ入力作業は、受注事業者が行うこと。

オ 集計分析作業

調査結果の集計分析内容は、本市における伊予市第4次障がい者計画等策定に向けての課題を抽出した後、単純集計及びクロス集計等の手法を用いて障がい特性ごとのニーズを明確化し、その結果を計画に反映できる内容とすること。

カ アンケート調査結果報告書の作成

アンケートの集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。

また、表やグラフを用いた分かりやすい内容とし、紙媒体及び電子版で提出すること。

(2) 団体・事業所・保育所等（合計65か所程度）への調査

伊予市内の関係団体や事業所、保育所等に対する意向調査については次のとおりとし、業務に係る経費等は全て委託料に含むこと。ただし、ヒアリングは市担当課において実施する。

ア ヒアリングシートの作成

イ ヒアリング結果の取りまとめ

ウ 団体・事業所・保育所等意向報告書の作成

団体・事業所・保育所等意向報告書は、電子版で提出すること。

(3) 現状分析・課題調査

(1)、(2)の結果を踏まえ、本市における障がい福祉施策の現状と課題の整理を行い、計画策定の基礎資料として業務を遂行すること。

ア 基礎データの収集・整理

イ 国・県・他市町村及び民間事業者の動向の把握

ウ 将来人口と障がい者数等の統計・推計

エ 障がい福祉の現状と課題の分析等

オ 障がい福祉サービスの利用状況と課題の分析

(4) 計画策定

- ア 前期計画の評価・検証
- イ 基本方針・計画の構成検討
- ウ サービス見込量の推計
- エ サービス見込量確保の方策検討
- オ 計画骨子・素案の作成
- カ 編集・校正

(5) 伊予市障害者福祉計画策定審議会の支援

受注事業者は、担当課と十分に協議のうえ会議資料を作成するとともに、伊予市障害者福祉計画策定審議会に出席し、必要に応じた説明を行うこと。

(3回を想定)

(6) パブリックコメントの支援

- ア パブリックコメント用の資料作成
- イ パブリックコメントによる意見集約
- ウ パブリックコメントを受けての見直し案の作成

(7) 伊予市第4次障がい者計画等の作成

- ア 原稿データの作成
- イ 原稿（概要版）データの作成

(8) 成果品の作成

受注事業者は、伊予市第4次障がい者計画等の作成終了後、調査結果報告書等を作成すること。

- ア 伊予市第4次障がい者計画等
冊子（A4版 約120頁、1色刷り、表紙レザック紙） 150部
- イ 伊予市第4次障がい者計画等（概要版）
冊子（A4版 8頁、中綴じ、オールカラー、コート紙） 200部
※デザインレイアウト含む。
- ウ アンケート調査報告書及び団体・事業所・保育所等意向報告書
冊子（A4版） 各10部
- エ 上記成果品の電子データファイル（Word形式又はExcel形式）
をCD-R等で納品すること。

7 その他

(1) 受注事業者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前に協議すること。

なお、仕様書に記載されていない遂行上必要な業務については、本市の指示を受けるものとする。

(2) 本業務は、多分に個人情報を取扱うため、受託事業者は一般社団法人 日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること、又は、同等の第三者評価を受けていることを必須とし、証する書類の写しをプロポーザル参加申込みの際に併せて提出すること。

- (3) 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は本市に帰属するものとし、これらの成果品・資料等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を得るものとする。
- (4) 本業務の実施に当たり、他の事業者に再委託することは原則として禁止する。ただし、やむを得ない理由により受託業務の一部について再委託を要する場合は、書面により本市と事前協議を行う等、本市の承諾を得ること。
- (5) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託事業者の責任において無償で訂正を行うこと。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとし、受託事業は誠意をもって対応すること。